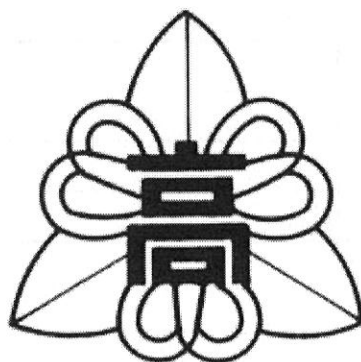


いじめ防止基本方針

＜令和6年度版＞



兵庫県立浜坂高等学校

兵庫県立浜坂高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立浜坂高等学校

1 本校の方針

本校は『勤勉 創造 禮儀』を校訓とし、昭和 23 年の開校以来、一貫して地域社会の中核的な役割を担い、地域発展の原動力となる人材の育成に取り組んできた。さらには、その教育活動は校内に留まらず、環境保全活動や積極的な施設訪問などの地域社会と一体となった様々な貢献活動をおして、自他を大切にし、互いに思いやり尊重しあうところ豊かな人間性と社会性を育んでいる。

いじめは、人権を著しく侵害する、人として決して許されない行為である。全ての生徒が安心して学校生活を送り充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止に努めながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え方

本校生徒は、地域内の小中学校から入学する生徒が大半であり、幼少期からできあがった人間関係の中で新たな学校生活を送ることとなり、他校に比べると極めて濃密な人間関係を維持したまま高校生活を送ることとなる。本校生徒の大半が居住する新温泉町は観光、農業、漁業を基幹産業とする古き良き日本の田舎の原風景を想起させる地域であることから、この環境の中で育つ生徒達は素直で純朴な生徒が多い。

本校では、生徒の自尊感情を高め自らに自信と誇りを持たせるとともに地域住民との積極的な触れ合いを通して社会性と規範意識を育む取組として、新温泉町行政や地域の観光協会との緊密な連携のもとに環境保全活動「県民サンビーチクリーン作戦」等の実施や、地域文化振興の一環として「ハートフルコンサート」、地域のこども園や小中高等学校児童生徒の作品を一堂に展示する「浜っ子アート展」、地域夏祭りの企画・運営など、地域社会に出向いて直に学ぶ様々な活動を行っている。これらの取組が奏功し、生徒による問題行動はほとんど認められない状況にある。

その一方で、前述の濃い人間関係（すなわち、生徒の中で役割が固定化しており新しい友人を作りにくいという状況）の上に学校生活が成り立っていることから「悪口」や「からかい」等いじめに発展し、その解決の糸口を掴みにくい可能性が十分にあるため、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が共有し、好ましい人間関係を築き豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築しいじめ防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常的教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。（別紙 1）

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを改めて認識し、教職員が日常的な教育活動の中で生徒の小さな変化を敏感に察知するとともに、いじめを見逃さず早期発見のためのチェックリストを別に定める。（別紙 2）

さらに、毎年度、いじめ対応チームをはじめとする校内体制について生徒、保護者に周知を図る。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

なお、年間の指導計画については、いじめアンケートに基づく具体的事例を活用した校内研修の実施、校内指導体制等に関する保護者その他の学校関係者からの意見聴取など、絶えず見直し、その充実を図る。(別紙3)

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知したときは、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認など解決に向け組織的に対応し、これを別に定める。(別紙4)

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、自殺のおそれのある場合、精神性の疾患を発症した場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者から、いじめによって重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

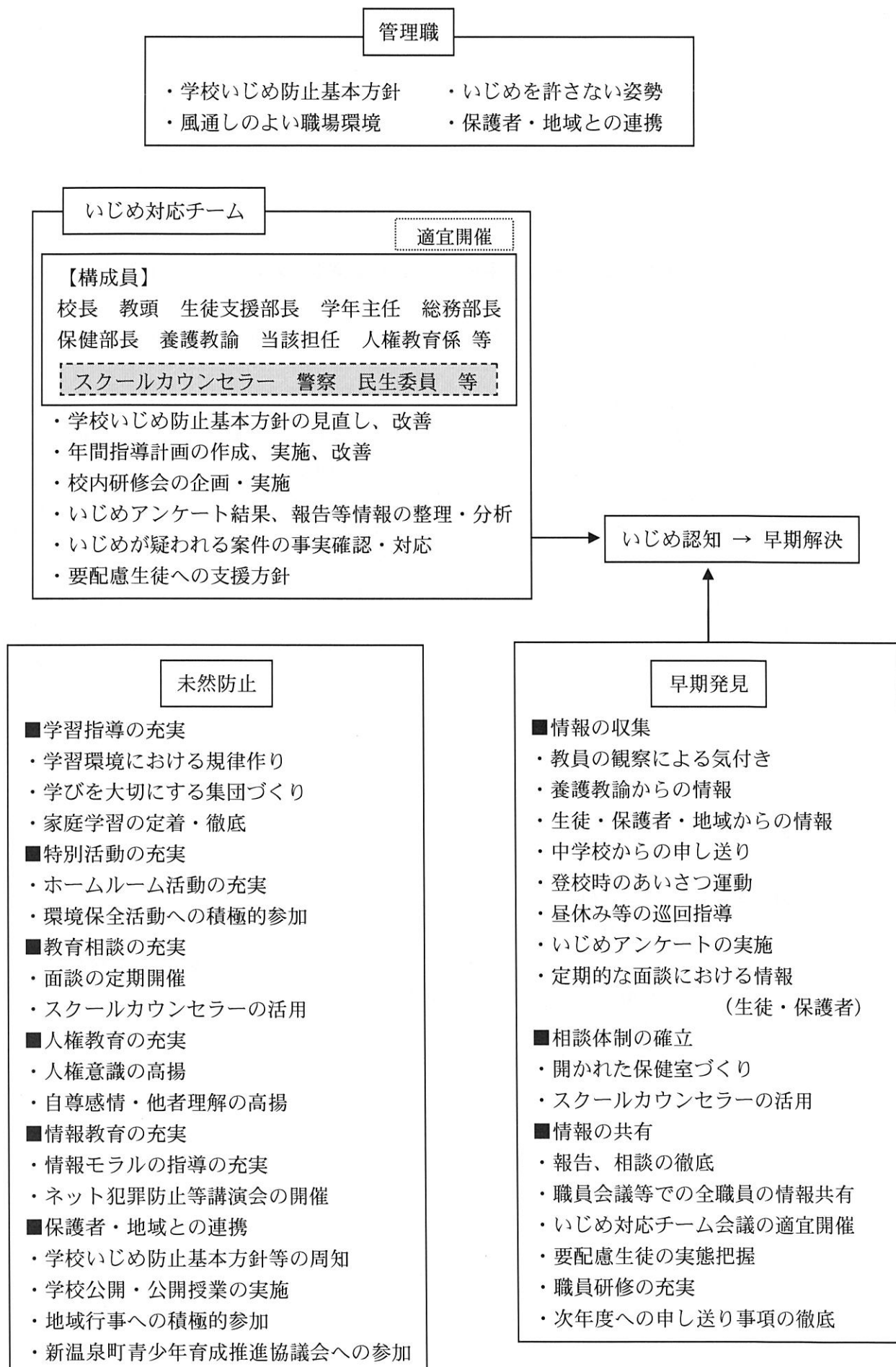
校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び人権擁護委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織と連携し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

地域とともに歩み、地域から信頼される高校づくりに取り組む本校は、従前より積極的な情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検する。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。



いじめ早期発見のためのチェックリスト

別紙2

記入日 年 月 日 ()

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|--|
| ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている | ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | ☐ グループ分けをすると特定の生徒が残る |
| ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある | ☐ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある |
| ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色を窺う生徒がいる | |
| ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている | |

いじめられている生徒

◎ 日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|--|
| ☐ わざとらしくはしゃいだりおどけたりする | ☐ にやにや、へらへらしている |
| ☐ おどおどしている | ☐ いつも皆の行動を気にし、目立たぬようにしている |
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない | ☐ 表情が暗く、元気がない |
| ☐ 早退や一人で下校することが増える | ☐ 遅刻・欠席が多くなる |
| ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | ☐ ときどき涙ぐんでいる |
| ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

◎ 授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| ☐ 発言すると友だちから冷やかされる | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 班編成の時に孤立しがちである | ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ 教職員の近くにいたがる |
| ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |

◎ 昼食時

- | | |
|--|--|
| ☐ 好きな物を他の生徒にあげる | ☐ 他の生徒の机から机を少し離している |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする | ☐ 食べ物にいたずらされている |
| ☐ 自動販売機などで他者の飲食物を購入している | |

◎ 清掃時

- | | |
|--|--|
| ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | ☐ 一人で離れて掃除をしている |
| ☐ 清掃の時間に保健室に行くことが多い | |

◎ その他

- | | |
|---|---|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 理由もなく成績が突然下がる |
| ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | ☐ 服に靴の跡がついている |
| ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | ☐ 手や足にすり傷やあざがある |
| ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない | ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする |

いじめている生徒

- | | |
|---|---|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない |
| ☐ グループで行動し、他の生徒に指示を出す | ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする |
| ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう | ☐ SNSを悪用して他者を中傷する |

いじめ防止基本方針

年間指導計画

令和6年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議・研修等	事故発生時、緊急対応会議の開催 ※1					
いじめ対応チーム会議① 年間指導計画立案 職員研修会①※2		※いじめ対応チームの位置づけ等を保護者に示す。 (PTA総会等)		いじめ対応チーム会議② ※学校評議員会等で関係者の意見聴取	カウンセリングマインド研修会※4	
未然防止へ向けた取組	いじめ未然防止に関する職員研修会 新入生集団研修	挨拶運動① (教職員)	挨拶運動② (教職員) 中高連絡会による情報収集	挨拶運動③ (教職員) 人権学習①		挨拶運動④ (教職員)
早期発見へ向けた取組	教育相談 個別面談週間 中学訪問による情報収集	教育相談	教育相談 いじめ実態アンケート①※3	教育相談 個別面談① (保護者) いじめ実態アンケート結果報告① ※事例を共有		教育相談

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議・研修等	事故発生時、緊急対応会議の開催 ※1					
			いじめ対応チーム会議②		※学校評議員会等で関係者の意見聴取	いじめ対応チーム会議③
未然防止へ向けた取組	挨拶運動⑤ (教職員)	挨拶運動⑥ (教職員)	挨拶運動⑦ (教職員) 人権学習②	挨拶運動⑧ (教職員)	挨拶運動⑨ (教職員)	挨拶運動⑩ (教職員) 人権学習③
早期発見へ向けた取組	教育相談	教育相談 いじめ実態アンケート②	教育相談 個別面談② (保護者) いじめ実態アンケート実施報告② ※事例を共有	教育相談	教育相談 いじめ実態アンケート③	教育相談 いじめ実態アンケート実施報告③ ※事例を共有

※1 緊急対応会議:事案発生時には、いじめ対応チームによる緊急対応会議の開催で対応する。

※2 職員研修会①:いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。

※3 いじめ実態アンケート:いじめの実態を把握するためのもので、原則として学期に1回以上実施する。

※4 カンセリングマインド研修会:外部講師を招いての研修等、本校の実態に即した実効性の高い研修を実施する。

※5 いじめの未然防止に向け、各学期当初等、適宜生徒への注意喚起を行う。

組織的対応

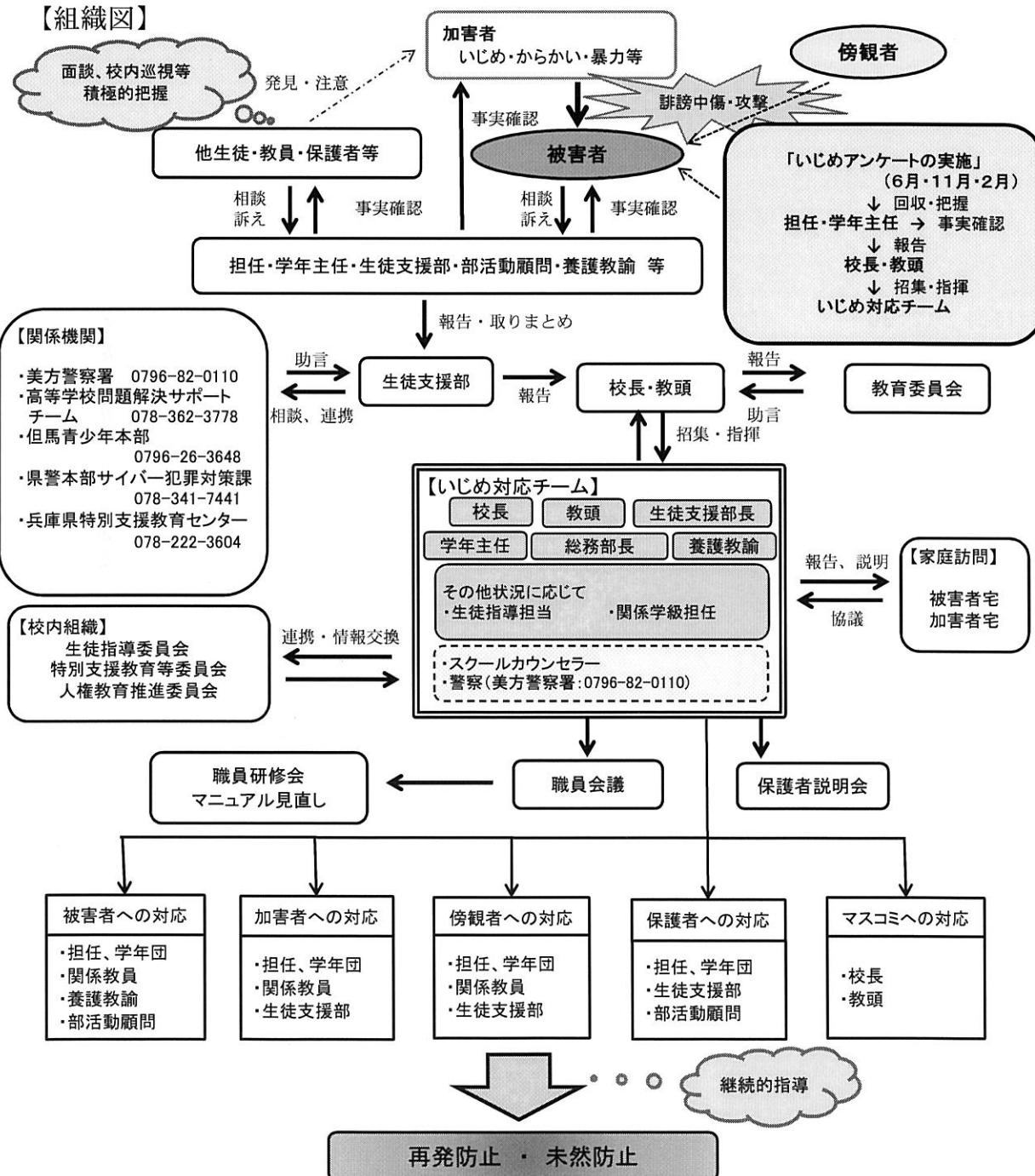
いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対応チーム」である。

* 対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成29年8月版)を参照

いじめ対応チームについて

- 校長、教頭を中心に、生徒支援部長、学年主任、総務部長、養護教諭、当該担任で編成する。
(事案の状況に応じて、関係職員及びスクールカウンセラー、学校評議員、警察などを入れてメンバーは適宜編成する)
- 特別支援教育等委員会と連携し、事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別支援計画を立てることもある。

【組織図】



温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。